生駒市家庭系指定ごみ袋に関する取扱要領

平成 29 年 7 月 1 日改訂
生 駒 商 工 会 議 所

生駒市では、家庭ごみの減量化とリサイクルを推進するとともに、ごみ処理費用の負担の公平化を図ることを目的に、平成２７年４月１日から家庭系ごみの有料化を実施しています。

生駒商工会議所では、生駒市家庭系指定ごみ袋及び大型ごみ処理券(以下「指定ごみ袋」という)交付等業務委託を受け、指定ごみ袋を販売していただく取扱店（以下「販売店」という）を募集します。販売店は、指定ごみ袋を市民に販売し、代金を受け取っていただきます。

市民のニーズに対応するため、できるだけ多くの皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

１．指定ごみ袋の種類

①燃えるごみ・燃えないごみ(指定ごみ袋に入るもの)（1 組 10 枚）

指定ごみ袋の種類	１箱(30 組)(内税)	１組(10 枚)(内税)	１箱の販売手数料(外税)(会員事業所に限る)
7 ﾘｯﾄﾙ	2,100 円	70 円	63 円
15 ﾘｯﾄﾙ	4,500 円	150 円	135 円
30 ﾘｯﾄﾙ	9,000 円	300 円	270 円
45 ﾘｯﾄﾙ	13,500 円	450 円	405 円

②大型ごみ（指定ごみ袋に入らないもの）

大型ごみ処理券 1 枚 300 円（税込）、発注単位は、10 枚（3,000 円）単位になります。

※上記の①と②の全種類（５種類）の指定ごみ袋等を販売いただくことになります。

２．指定ごみ袋の仕入方法

指定ごみ袋の発注は、規定の発注書兼受領書に必要事項を記入し、生駒商工会議所へ販売日（配達日は、原則として第 2 と第 4 金曜日・祝日の場合は前日）の 4 日前までに FAX(0743－74－9185)で注文して下さい。

※なお配送の発注単位は、10 箱以上の組み合わせと大型ごみ処理券１０枚単位になります。
(急なご入用の場合は、事前にご連絡のうえ、事務所まで取りに来て下さい。)

※仕入方法は、現金又は掛仕入となります。

※その月に発生した掛仕入の金額は、販売手数料を差し引いた請求書を郵送しますので、翌月 20 日までにその金額をお振込ください。また振込手数料は各自ご負担ください。
(お振込みなき場合は、翌月から現金仕入とさせていただきます。)

※販売手数料は、本所会員事業所はごみ処理手数料の３％(外税)
本所非会員事業所は原則として０％　ただし、年間を通して会議所窓口に取りに来る事業所については、ごみ処理手数料の１％（外税）

３．販売開始日

「生駒市家庭系指定ごみ袋販売業務委託契約書」締結後すみやかに販売を開始してください。

４．指定ごみ袋の適正管理　　※下記の事項に十分注意して取り扱ってください。

①販売店の各店舗には、全ての種類を取り扱っていただきますので、欠品が生じないよう常時在庫の状況に注意してください。

②指定ごみ袋を受け取った後の破損、汚損、盗難、紛失等は各販売店の責任で対応をお願いします。

５．取扱上の注意

①消費税

販売価格は税込です。

他の商品との一括会計も可能ですが、レジスター等の設定においては十分注意してください。

②販売日等（原則として配達）

販売日は原則、月２回（原則として第２、４金曜日・祝日の場合は前日）とし、各店舗まで配達いたします。なお、ご注文は配達の４日前までに FAX(0743－74－9185)でご連絡ください。

ただし、１０箱未満の場合、原則第１・３金曜日を窓口販売とし、会議所の業務時間内(土日祝日を除く)の３日前までにＦＡＸ等で連絡をいただき、会議所まで取りに来て下さい。

ただし、手数料は変更ありません。

③値引きの禁止

指定ごみ袋の販売は、商品の売買ではありません。

指定ごみ袋の価格は、生駒市の条例で定める「ごみ処理手数料」ですので、販売店が値引販売をすることはできません。但し、景品として無料配布することは構いません。（大型ごみ処理券は対象外です）その際に、指定の無料配布届出書に記入していただき、生駒商工会議所までＦＡＸをお願いいたします。

値引き等の取扱いを行っていることが判明した場合は、販売店登録から取り消される可能性がありますので、ご注意お願いいたします。

④不良品の取扱い

指定ごみ袋を受け取る際、段ボール箱及び指定ごみ袋の状況を十分確認してください。

受領後の返品は、原則としてできません。

ただし、市民から不良品の届出があった時は、交換してください。市民から引き取った不良品や販売時に不良品であったものは、商工会議所に報告・返品し、補充を受けてください。

⑤ＧＳ１コード

指定ごみ袋の外装袋には、バーコード（ＧＳ１コード）が表示されていますので、POS システム等を導入している販売店は、読み取り設定を行うことが可能です。

レシートには、「ごみ処理手数料（指定ごみ袋○ℓ)」など具体的な名称を印字してください。

（「商品」「ごみ袋」など他の商品と混同するような表現はしないでください。）

６．登録申請手続き

販売店登録するには、各店舗ごとに「指定ごみ袋取扱店」として申請をしていただきます。

①登録の要件

生駒市内等に店員等が常駐する店舗があり営業していること。

生駒市が実施する指定ごみ袋導入の趣旨を理解し、協力するものであること。

住民税の滞納をしていないこと。

公金及び指定ごみ袋の適正な管理ができること。

暴力団の関係者でない者

②申請の受付

提出書類：「生駒市家庭系指定ごみ袋取扱店指定登録申請書」のほか次に掲げる書類

＊法人　法人登記簿謄本(写し可)　　＊個人　直近の確定申告書の控

＊法人・個人共、市民税の納税証明書　(市内の方は、生駒市家庭系指定ごみ袋取扱店指定登録申請書の市税納税状況調査の承諾をいただくと納税証明書は必要ありません。)

＊店舗の位置図(納品の場所も要)

＊その他必要に応じての書類等の提出を求めることがあります。

提出先：630-0257 生駒市元町１－６－12　生駒商工会議所　　TEL0743－74－3515

③受付期間

申請は随時受付ます。

④登録の決定

決定後、「生駒市家庭系ごみ袋販売業務委託契約書」を取り交わすとともに、「誓約書(暴力団排除関係)」を提出いただき、「生駒市家庭系指定ごみ袋取扱店指定証（シール)」を受け取ります。

委託契約書の締結期間は締結された日の属する年度の 3 月 31 日までとしますが、再度締結の必要がある場合を除き、自動更新とさせていただきます。

⑤登録事項の変更・廃止の申出

次のような場合には、速やかに生駒商工会議所に書類を提出してください。

（１）申請した内容に変更があるとき（複数店舗のうち一部閉鎖等含む）

「生駒市家庭系指定ごみ袋取扱店変更申請書」

（２）廃業等により指定ごみ袋の販売ができなくなったとき

「生駒市家庭系指定ごみ袋取扱店廃止申請書」

⑥登録の取消

次に該当する場合は、販売店の登録を取り消します。

（１）申請書の記載事項に虚偽があったとき

（２）生駒市家庭系指定ごみ袋取扱店としての要件を欠くこととなったとき

※登録を取消されたときは、残りのごみ袋、ごみ処理券、のぼり、ポールをすべて会議所に返還してください。

※在庫返還の際、10 万円以内（手数料相殺前の金額）までは返金に応じます。ただし、開封済みのごみ袋、10 枚揃っていないごみ処理券は、返金はできません。

※返金は、手数料を差し引きした金額でお支払いいたします。

７．登録申請から事務開始まで

①販売店の登録申請受付

②申請書の内容審査

③生駒市家庭系指定ごみ袋販売業務委託契約書締結　誓約書(暴力団排除関係)提出

④生駒市家庭系指定ごみ袋取扱店指定証（シール）の受け取り

⑤生駒商工会議所へ指定ごみ袋の発注

⑥指定ごみ袋の販売　「のぼり」「GS1 コード表」を配布

⑦指定ごみ袋の販売開始

ごみ袋の販売についての問合せ先
生駒商工会議所　地域振興課
630-0257
生駒市元町 1－6－12
TEL 0743－74－3515
FAX 0743－74－9185

ごみ有料化についての問合せ先
生駒市　環境保全課
630-0288
生駒市東新町 8－38
TEL 0743－74－1111
FAX 0743－75－8125